

静岡県立小山高等学校（定時制）

いじめ対応基本方針

第1章 基本的な考え

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの理解
- 3 いじめの防止等に関する基本的な考え方
 - (1) いじめの未然防止
 - (2) いじめの早期発見
 - (3) いじめの早期対応
 - (4) 重大事態への対応

第2章 組織

第3章 いじめの防止及び対応

- 1 いじめの防止
 - (1) 信頼関係を醸成するための取り組み
 - (2) いじめ防止についての取り組み
- 2 いじめの早期発見
- 3 いじめへの対応

第4章 重大事態への対応

- 1 重大事態の定義
- 2 重大事態への対応
 - (1) 重大事態対応委員会の設置
 - (2) 重大事態対応委員会の対応
- 3 調査結果に対して講じられる支援への対応

第5章 被害生徒・保護者等に対する調査方針の説明等

- 1 説明事項(調査の目的・目標、調査主体、調査時期・期間、調査事項、調査方法、調査結果の提供)
- 2 調査の実施
- 3 調査結果の説明・公表
- 4 調査結果をふまえた対応

平成30年10月1日

第1章 基本的な考え

1 いじめの定義

いじめは、「ある生徒に対して、当該生徒が在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生していることもあるため、背景にある事情や、生徒の感じる被害性に着目して判断する。

具体的な表れとしては、例えば以下のようなものが考えられる。

- (1) 冷やかす、からかい、悪口、脅し文句、嫌なこと等を言われる。
- (2) 仲間外れ、集団から無視をされる。
- (3) 体を当てられたり、叩かれたり、蹴られたりする。（軽いもの、遊ぶふりによるものも含む）
- (4) 金品をたかられる。
- (5) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (6) 嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なこと等をされたり、させられたりする。
- (7) パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。
- (8) 複数の生徒が結託し、明らかに優位な力関係にある等の状況等の下で一方向的に不快な行為を受ける。

2 いじめの理解

いじめは次のように理解される。

- (1) いじめは、どの生徒にも、どこでも起こりうる。
- (2) いじめは、時として生命又は心身に重大な危険を生じさせる。
- (3) いじめる側、いじめられる側が入れ替わり、両方の立場を経験することもある。
- (4) はやし立てる生徒、見て見ぬ振りをする生徒の存在がいじめを助長する。
- (5) いじめは、周りの生徒や大人の見えない所で、わからないように行われることも多い。
- (6) いじめは、規範意識が薄く規律の弱い集団で起きやすい一方、規律が過度に強い集団でも起こりうる。
- (7) いじめは仲の良いグループの中で起きることも多い。
- (8) いじめを受けている生徒がいじめを受けていることを認めないことがある。
- (9) いじている生徒に自分がいじめをしているという認識が薄いことがある。
- (10) 学校や教員の側に、いじめを解決する誠意と能力があるという生徒からの信頼があればいじめについての情報が生徒や保護者から寄せられる。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

講演会、学校行事、特別活動、その他の活動を通していじめを未然に防止する。

(2) いじめの早期発見

アンケート、教員の観察、生徒や保護者からの申し出等から、いじめを早期に発見する。

(3) いじめへの早期対応

教員、生徒、保護者、外部機関等が連携し、速やかにいじめ解決に向けての対応をとる。

(4) 重大事態への対処

生徒の心身に重大な被害が生じた場合、欠席が長期に及んだ場合は重大事態として対処する。

第2章 組織

本校定時制では、いじめ防止対策推進法に基づき「いじめ防止対策委員会」を設置する。委員の構成は、すべての定時制職員（校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、全学年の正副担任等）とし、召集責任者は教頭とする。必要に応じて学校医、スクールカウンセラー等外部との連携をはかる。重大事態が発生した場合は「重大事態対応委員会」を設置する。

第3章 いじめの防止及び対応

1 いじめの防止

本校定時制では、さまざまな環境のもとで生活を送る生徒に対して、他を認め、互いに尊重しあう人間関係をつくり、社会性を身につけていくことを望んでいる。学校に自らの居場所を見つけ、安心感を持って学校生活を送ることは、生徒を成長させる基盤である。いじめは生徒の成長をさまたげるものであり、絶対に許されるものではない。一方で、いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの生徒にも起こりうるものである。いじめをなくすため、生徒相互の良好な人間関係の構築、生徒・教職員間の信頼関係の醸成を重点とし、連携・協力して取り組んでいく。

(1) 信頼関係を醸成するための取り組み

- ・すべての学年で、年5回（4月、6月、9月、11月、1月）の個別面談を行う。また、必要に応じて臨時の面談を実施する。
- ・新入生、転入生、編入生を対象に、発達障害の傾向を把握するための調査を4月に実施する。
- ・学校行事やLHRを活用した生徒相互の人間関係づくりを行う。

(2) いじめ防止についての取り組み

- ・「いじめ対応基本方針」を学校ウェブサイト上に公開し、保護者や地域への周知に努める。
- ・全校生徒を対象に年1回人権教育講演会を実施し、人権意識の啓発につとめる。
- ・新入生オリエンテーションや定時制教育振興会総会（学級懇談会）で、保護者に対していじめ防止に係る学校の取り組みを周知する。
- ・障害のある生徒に対して、教職員が障害への理解を深め、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用し、必要な支援を行う。
- ・外国にルーツを持つ生徒に対して、言語や文化の差からいじめが起こることがないように、注意深く見守り、定時制生徒支援事業等を活用し、必要な支援を行う。
- ・LGBTに対するいじめを防止するため、性同一障害や性的指向・性自認について、教職員への研修等を行う。
- ・地域に配布される「小山高だより」で、定時制行事や部活動実績を紹介し、生徒の自己肯定感を高める広報活動を行う。
- ・御殿場警察署、御殿場市健康福祉部等外部機関と連携をはかり、情報共有に努める。

2 いじめの早期発見

いじめには様々な原因や形態があるため、いじめを早期に把握するために本校では以下の方法で、複眼的にいじめの把握に努める。

- (1) 日常的に生徒に接するすべての教職員による観察
- (2) 面談で得た情報を教職員間で共有するための情報交換会を年5回実施（4月、6月、9月、11月、1月）。必要に応じて臨時の情報交換会も実施する。
- (3) 養護教諭による観察（随時）

- (4) 生徒・保護者からの情報提供（随時）
- (5) 年2回（7月及び12月）に実施する「生活アンケート（いじめ調査を含む）」。必要に応じて臨時のアンケートを実施する。
- (6) スクールカウンセラーによる教育相談（随時）
- (7) 警察、児童相談所等の関係機関からの情報提供（随時）
- (8) 教育相談（カウンセリング等）、特別支援教育について、計画的に教職員の研修を実施する。

3 いじめへの対応

いじめやいじめが疑われる行為を発見又は相談を受けた場合には、教職員は直ちにいじめ防止対策委員会に報告し、組織的な対応につなげなければならない。いじめ防止対策委員会は報告を受け、速やかに情報の整理や校内組織の活用や外部機関との連携等今後の対応について協議を行う。

いじめの把握



いじめ防止対策委員会による情報の整理と今後の対応についての協議

（いじめ防止対策委員会は生徒の異変に気づいた段階で速やかに招集する。）



いじめ防止対策委員会の協議の結果を受けての対応例

- ・情報が不足している場合 → 関係教職員、生徒、保護者等を通しての更なる情報収集
- ・日常レベルの対応で済む軽度なものだった場合 → すべての教職員による日常的指導
- ・精神的なケアが必要な場合 → 養護教諭又はスクールカウンセラーによる教育相談
- ・生徒課の定める生徒指導に該当する場合 → 生徒課との協議
- ・いじめと判断されるが、好意から行った行為や障害特性からくる行為の場合
→ 御殿場特別支援学校への相談
双方や関係者に理解を求めながら対応する。
- ・校内組織だけでは対応できない場合 → 外部機関（下のとおり）との連携に向けた協議

*いじめの原因、形態、発覚の経緯に応じて上の対応を組み合わせる。

（近隣の連携先外部機関一覧）

- 御殿場警察署生活安全課
- 小山町子ども育成課
- 御殿場市健康福祉部
- 東部児童相談所
- 静岡県総合教育センター教育相談班
- 御殿場特別支援学校

第4章 重大事態への対応

1 重大事態の定義

重大事態とは、次のような場合をいう。

(1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認知したとき。具体的には次のような例が考えられる。

- ①生徒が自殺を企図した場合やリストカットなどの自傷行為を行った。
- ②心的外傷後ストレス障害等、精神性の疾患を発症した。また、嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
- ③刃物等で刺されそうになった。暴行等により身体に重大な傷害を負った。
- ④金品を強要された。スマートフォンを水に浸けられ壊された。
- ⑤わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。 等

(2) 欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が相当の期間（30日程度を目安とする）連続して欠席しているとき。ただし30日未満であっても状況に応じて判断する。

(3) 生徒や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

2 重大事態への対応

(1) 重大事態対応委員会の設置

重大事態が発生したと認知したときは、「重大事態対応委員会」を設置する。委員会は、すべての定時制職員（校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、全学年の正副担任等）で構成し、必要に応じて学校医、スクールカウンセラーなど外部との連携をはかる。召集責任者は教頭とする。

(2) 重大事案対応委員会の対応

重大事態を認知したときには、静岡県教育委員会に直ちに重大事態の発生を報告するとともに、いじめの事実の全容解明、当該いじめ事案への対応、同種の事案の再発防止のため、速やかに詳細な調査を行う。被害生徒・保護者が詳細な調査や公表を望まない場合も、対応についての検証のため可能な限りの対応を行う。調査にあたっては、安易に因果関係を特定することなく、客観的な事実関係を明確にすることを第一とする。また、被害生徒・保護者が精神的に不安定になっている場合は、カウンセリングや医療機関によるケアを受けるよう勧める。学校は、学校医・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等との連携をはかる。

3 調査結果に対して講じられる支援への対応

調査結果に応じて講じられる様々な支援（指導主事の派遣による支援、生徒指導専任の教職員の配置、心理福祉の専門家や外部専門家の追加配置、必要な予算措置等）が行われた場合は、学校は、それらの支援を有効に活用するための必要な措置をとる。

第5章 被害生徒・保護者等に対する調査方針の説明等

1 説明事項

調査実施前に、被害生徒に以下の事項について説明を行う。

(1) 調査の目的・目標

重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、事案の全容解明、当該事態への対処、同種の事態の発生防止をはかるために行うものであること。

(2) 調査主体

被害生徒・保護者に対して、調査組織について、構成や公平性・中立性の担保がされていることを説明すること。被害生徒・保護者から要望があり、構成員の中立性・公平性・専門性の確保の観点から、必要と認められる場合は調整を行う。

(3) 調査時期・期間

被害生徒・保護者に対して、調査開始の時期、調査結果が出るまでに必要な期間について目途を示すこと。定期的または適時のタイミングで経過報告を行うこと。

(4) 調査事項

どのような事項（いじめの事実関係、学校の対応等）を、どのような対象（聴き取り等をする生徒・教員等の範囲）に調査するかについて。

(5) 調査方法

使用するアンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順。被害生徒・保護者から調査方法について要望があった場合は、可能な限り、調査の方法に反映する。

(6) 調査結果の提供

被害生徒・保護者に対して、調査結果をどのように提供するかについて。また、個人情報保護条例等に従って行うこと。調査に係る文書の保存については文書管理規則に基づいて行うこと。加害者に対する調査結果の説明方法について、被害生徒・保護者の同意を得ておくこと。

2 調査の実施

- (1) 時間が経過するにつれて、生徒はうわさや報道等に影響され、記憶が曖昧になり、事実関係の整理に困難が生じるおそれがあることから、調査は可能な限り速やかに実施する。
- (2) 被害生徒・保護者、他の在籍生徒、教職員等に対して、聴き取り調査やアンケートを行い、いじめの事実関係を把握する。その際、加害生徒からも聴取を行い、公平性・中立性の確保に努める。
- (3) 調査により把握した情報の記録は、文書管理規則に基づいて管理・保存する。個別の重大事態に係る記録の保存については、指導要録の保存期間に準ずるものとする。記録の廃棄については、被害生徒・保護者に説明の上、同意を得て行う。
- (4) 調査においては、いじめ防止基本方針に基づく対応が適切に行われていたか、いじめ対策組織の役割は果たされていたか、早期発見や事案処理が適切に運用され機能していたか検証を行う。

3 調査結果の説明・公表

- (1) 学校は、重大事態の調査結果・その後の対応方針を速やかに静岡県教育委員会に報告する。被害生徒・保護者に対しては、調査結果に係る所見をまとめた文書を報告に添えることができることを伝えておく。
- (2) 学校は、いじめ防止対策推進法28条第2項に基づいて、被害生徒・保護者に対して重大事態の事実関係・その他必要な情報を適切に提供する。
- (3) 加害生徒への情報提供に係る方針については、被害生徒・保護者に改めて確認した後、加害側に

- 伝える。
- (4) 被害生徒・保護者及び加害生徒・保護者への情報提供については、個人情報保護条例に則り、不開示と判断された部分を除いた部分を適切に整理して行う。
 - (5) いじめの重大事態に関する調査結果の公表については、事案の内容や重大性、被害生徒・保護者の意向、公表した場合の影響等を総合的に勘案して、適切に判断する。学校は、公表の方針を被害生徒・保護者に説明を行い、公表の仕方、公表の内容を被害生徒・保護者に確認の上、公表する。
 - (6) 報道機関等の外部に公表する場合、他の生徒・保護者に対して、可能な限り、事前に調査結果・再発防止策を報告する。
 - (7) 加害生徒・保護者に対しては、被害生徒・保護者に説明した方針に沿って、いじめの事実関係について説明を行う。その際、学校は調査方法のプロセスや認定された事実を丁寧に伝える。

4 調査結果を踏まえた対応

- (1) 学校は、被害生徒の状況に応じて、学校医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携を図り、継続的なケアを行う。必要に応じて、学年集会、全校集会、保護者会において調査結果をもとに学校が把握した事実関係を報告する。
- (2) 調査結果において、いじめが認定されている場合は、加害生徒の保護者の協力を得つつ加害生徒に対して個別指導を行う。
- (3) 学校は、調査結果で認定された事実に基づき、未然防止・対処・情報共有等の対応について検証し、再発防止策を検討する。
- (4) いじめは、単に謝罪をもって解消とすることはできない。次の2つの要件を満たすことをもって解消とするが、必要に応じて、他の事情も勘案して判断する。
 - ①被害者に対して心理的・物理的に影響を与える行為が、3か月以上行われていないこと。
 - ②被害者がいじめの行為によって心身の苦痛を感じていないこと。被害生徒・保護者に心身の苦痛を感じていないかどうかを面談によって確認し、判断する。
- (5) 再発防止のため、いじめ解消が認定されるまで、授業中に複数教職員の配置を行う等、徹底して被害生徒を守る姿勢を示す。
- (6) 静岡県教育委員会が再調査の必要があると認めるときは、その判断と指示に従い、再調査に可能な限りの協力をする。

平成26年 3月1日 制定
平成30年10月1日 改定